

○基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱

平成31年3月25日告示第11号

基山町空家における家財処分等費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町空家等情報登録制度（基山町空家等情報登録制度実施要綱（平成28年告示第104号）第2条第3号に規定する制度。以下「すまいるナビ」という。）に登録した空家、宅地建物取引業者と媒介契約を締結した空家又は不動産売買契約を締結した空家における家財等の処分及び移設（以下「家財処分等」という。）を行う者に対し、その家財処分等に要する費用の一部を補助することにより、すまいるナビの登録及び取引の促進を図るため、予算の範囲内において、基山町空家における家財処分等費用補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、基山町補助金等交付規則（平成7年規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 基山町内に存する、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 所有者等 基山町空家等情報登録制度実施要綱第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 家財 空家に供されている家財道具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、すまいるナビ登録者（基山町空家等情報登録制度実施要綱第4条第3項の規定によりすまいるナビ登録台帳に登録した空家の所有者等をいう。）であって、当該空家について、この要綱による補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上すまいるナビに登録する意思がある者、当該空家について宅地建物取引業者と媒介契約を締結した者又は当該空家について不動産売買契約を締結した所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市町村税を滞納している者
- (2) 暴力団等（基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等をいう。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる家財処分等に要する経費とする。

- (1) ごみ処理手数料

- (2) 特定家庭用機器リサイクル料金
- (3) 廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費
- (4) 家財の移設（空家から附属家屋等への移設を含む。）に要する経費
- (5) その他町長が必要と認める経費
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、10万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家財処分等を行う前に、基山町空家における家財処分等費用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 家財の写真（家財処分等実施前）
- (3) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (4) 暴力団排除に係る誓約書
- (5) 媒介契約書の写し（宅地建物取引業者と媒介契約を締結した場合のみ）
- (6) 不動産売買契約書の写し（不動産売買契約を締結した場合のみ）
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、当該空家に対して1回限りとする。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、基山町空家における家財処分等費用補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げるときは、基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書を受理し、その内容が適当であると認めたときは、補助事業者に基山町空家における家財処分等費用補助金変更（取下）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、交付対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は第7条の規定により交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、基山町空家における家財処分等費用補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 家財処分等実施後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書について、必要があると認めるときは、現地確認調査等を行うことができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する期日までに実績報告書の提出ができないときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、基山町空家における家財処分等費用補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の通知を受けた補助事業者は、基山町空家における家財処分等費用補助金交付請求書(様式第7号)により、町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 市町村税を滞納したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は補助事業者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 補助事業者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額を減額することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。